

補助人工心臓治療関連学会協議会規約

第1章 名 称

第1条 本会は補助人工心臓治療関連学会協議会（以下「協議会」）と称する

第2章 目的および事業

第2条 本会は、補助人工心臓治療に関わる諸問題を協議し、わが国における補助人工心臓治療の健全な発展、普及に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 協議会の開催
- (2) 内外の関係団体、諸機関との協力活動
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 構 成

第4条 本会は補助人工心臓治療に関連する以下の各学会(研究会を含む)より推薦された世話人により構成される。

(特非) 日本胸部外科学会、(社) 日本循環器学会、(有限責任中間法人) 日本人工臓器学会、(特非) 日本心臓血管外科学会、日本心臓病学会、日本本心不全学会、日本臨床補助人工心臓研究会、日本心臓移植研究会、日本小児循環器学会、日本心臓リハビリテーション学会

2. 新たに本会に参加する学会については、世話人会の承認を必要とする。

第5条 本会に代表世話人をおく。代表世話人の選任は世話人の互選による。その任期は2年とし、再任は妨げない。

第6条 代表世話人の指名により副代表(複数可)を置くことができる。副代表は以下の業務を担当する

- ① 実施施設(管理施設)・実施医認定業務
- ② J-MACS 事務局業務

第7条 代表世話人に事故あるときは、予め代表世話人に指名された世話人(副代表)がその職務を代行する。

第7条 代表世話人は協議会を召集し、その議長となる。

第4章 会 議

第8条 定例協議会は毎年2回、代表世話人が召集し、その議長となる。

第9条 協議会は、必要に応じて代表世話人が随時召集することができる。

第10条 協議会は第4条の世話人の半数以上の出席をもって成立する。

第11条 議決は出席した世話人の3分の2以上の賛成による。

第5章 委員会

第12条 協議会には、円滑な協議をはかる目的で適宜委員会をおくことができる。

第13条 委員会の委員長は、代表世話人が指名し、委員長は委員を推薦し、協議会の承認を得る。

第14条 委員会は、委員長が必要に応じて随時召集し、その議長となる。

第6章 議事録

第15条 すべての会議の議事録は、事務局が作成し保管する。

第7章 事務局

第16条 本会は、事務局を日本胸部外科学会事務局におく。

補 則

第17条 本規約は、第4条の世話人の3分の2以上の賛成により、変更することができる。

第18条 協議会出席のための世話人の旅費等は選出学会が負担する。また、協議会開催などで経費負担が生じたときは参加学会が分担する。

付 則

この規約は、平成22年8月2日から施行する。

日本心臓移植研究会参加により規約の一部改正が行われ、平成22年11月22日から施行する。

日本小児循環器学会参加により規約の一部改正が行われ、平成24年12月19日から施行する。

日本心臓リハビリテーション学会の参加により規約の一部改正が行われ、平成26年12月22日から施行する。

副代表選出規則並びに業務規程を見なおしたことにより、規約の一部改正が行われ、平成28年5月31日から施行する。

平成22年 8月 2日施行
平成22年11月22日改正
平成24年12月19日改正
平成26年12月22日改正
平成28年5月31日改正